

記者発表（資料配布） 本紙のみ			
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
令和元年5月20日（月） 午後1時00分	税務課 収納管理室	0790-82-0662	

件名： 県下初！ 滞納整理業務で

宍粟市と佐用町間で併任人事協定を締結

宍粟市と佐用町は5月15日、兵庫県で初となる、税務徴収職員の併任人事協定を締結しました。

自治体の重要課題の一つである安定的な税収確保に向けて、収入未済金（税の滞納額）の縮減と新規滞納税額の発生抑制の取り組みとして、6月3日（月）に併任辞令を交付し、税務徴収職員が滞納事案について相互が応援することで、徴収の強化を図ることを目的としています。

記

1.併任職員

- (1) 宍粟市の併任徴収職員 5名
- (2) 佐用町の併任徴収職員 4名

2.併任期間

令和元年6月3日から令和2年3月31日まで
調印日 令和元年5月15日

3.併任業務

過年度滞納税等に対する滞納整理業務
派遣先市町から「徴税吏員証」の交付を受け、滞納者に対する財産の搜索や差し押さえを共同で行う。

4.辞令交付

日時：令和元年6月3日（月） 10:30
場所：宍粟市役所

※職員の顔写真の撮影はご遠慮ください。

5.併任のメリット

- (1) 必要な時に共同して相互の税務事務を実施することにより、迅速な対応が図れる。
- (2) 相互職員の徴収技術の習得等により、職員のスキルアップが図れる。